

令和6年度の個人町・県民税(住民税)に適用される定額減税について

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指すための措置の一環として、令和6年度の個人住民税から特別税額控除（以下「定額減税」といいます）が実施されます。

対象 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者
減税額(特別控除額) 納税者本人の住民税の特別控除額は、次の合計額になります。ただし、その合計額が住民税所得割額を超える場合は、住民税所得割額が限度額となります。

- 1) 納税者本人…1万円
- 2) 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）…1人につき1万円
 ※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く）は、令和6年度定額減税対象者からは除かれます。

定額減税後の住民税の支払い方法

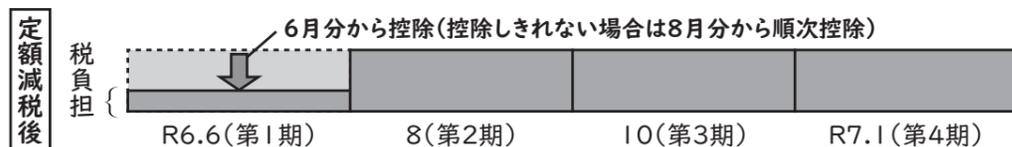
●特別徴収（給与天引き）の方

徴収開始月である令和6年6月分は徴収せず、7月分から翌年5月分までの11月分割で給与天引きします。



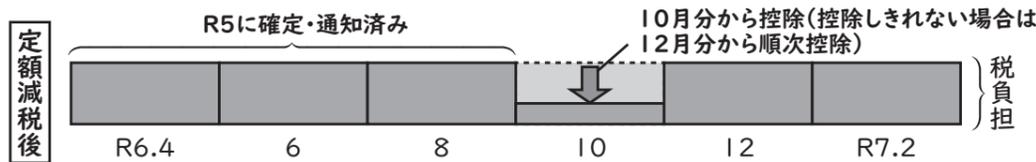
●普通徴収（納付書や口座振替等）の方

令和6年6月分(第1期分)の納付額から特別控除に相当する金額を控除し、その差額を納付して頂きます。第1期分で控除しきれない場合は、第2期分以降の納付額から順次控除します。



●年金特別徴収（年金天引き）の方

令和6年10月分の年金天引き分から特別控除に相当する金額を控除します。また、10月分から控除しきれない場合は、12月分以降の特別徴収税額から順次控除します。



注意事項

- ・定額減税は、他の税額控除の額を控除した後の所得割額から控除します。
- ・均等割のみの課税者は定額減税の対象になりません。
- ・減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。

問合せ 役場税務住民課 ☎820-1503



詳しくはこちら

令和6年度からの国民健康保険税率の改定について

●坂町の国民健康保険税の変更

国民健康保険は、広島県全体の令和5年度保険給付費が見込額に対し大幅に超過したことにより、令和6年度に実施予定であった県内保険税水準の準統一の実施は見送られ、今後、準統一は経ず、完全統一を目指すこととされました。坂町では、被保険者の急激な負担増加を軽減するため、町独自の激変緩和措置を講じ、令和10年度を完全統一の目標とし、県の推計した標準保険税率に段階的に合わせる形で保険税率の改定を行います。なお、保険税額の決定通知は7月中旬にお手元にお届けします。

坂町国民健康保険税 税率表

年度	令和6年度			合計
	医療分	介護分	後期高齢者支援分	
対象者	加入者全員	40～64歳	加入者全員	
所得割	7.37%	2.04%	2.60%	12.01%
均等割（1人あたり）	32,700円	10,420円	11,260円	54,380円
平等割（1世帯あたり）	22,130円	5,060円	7,600円	34,790円
限度額	650,000円	170,000円	240,000円	1,060,000円
所得割の算定式	(総所得額 - 基礎控除額(43万円)) × 税率			

※4月から翌年3月までを1年間として、年間保険料が計算されます。途中で加入された場合は、加入月から計算し、途中で喪失された場合は、4月から喪失した月の前月までを計算します。

●保険料の軽減

次の所得の世帯の方や健保組合等の被扶養者であった方には、以下の軽減措置があります。

均等割・平等割の軽減について

世帯の総所得金額（被保険者と世帯主の所得の合計額）	軽減率
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の場合	7割
43万円 + 29.5万円 × 世帯の被保険者数及び特定同一世帯所属数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の場合	5割
43万円 + 54.5万円 × 世帯の被保険者数及び特定同一世帯所属者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の場合	2割

※給与所得者等とは、給与収入55万円超の人と、公的年金等の支給60万円超（65歳未満）または110万円超（65歳以上）を受け取る人です。

※年金収入については、高齢者特別控除（総所得金額から15万円を控除）を適用します。

※所得等の申告がない場合は、軽減されないことがあります。

平等割の軽減について

世帯内の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより単身世帯（国保被保険者が1人のみ世帯）となる方は、対象となってから5年間は平等割額が2分の1軽減、その後3年間は4分の1軽減されます。

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等（国保および国保組合は除く）の被扶養者であった方については、資格取得後2年間を経過する月までに限り、所得割額の負担はなく、均等割額が5割軽減されます。ただし、すでに5割軽減、7割軽減該当世帯に属する旧被扶養者など、減免が適用できない場合もあります。

問合せ 役場税務住民課 ☎820-1503